資料１

**「おおさか男女共同参画プラン（2016－2020）」の検証・評価について ~次期プラン（2021－2025）の策定に向けて～**

**３　次期プラン策定に向けた作業**

**１　おおさか男女共同参画プランについて**

**（１）　根拠法令**

1. **府民意識調査**

・調査会社へ委託して実施予定（予算要求中）

　　・調査期間は2019年６月～12月を予定。調査概要は以下のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 調査対象 | 満18歳以上の男女府民 |
| サンプル数 | 2,800（住民基本台帳から抽出） |
| 調査手法 | 郵送（回答は郵送かWEBか選択） |
| 設問数 | 40～50問（回答者の属性についての質問10問を含む） |

　　⇒次期プラン策定に向け、設問の追加・削除を審議会・部会で検討していく。

1. **現プランの評価**

・現プランの進捗状況については、毎年、関係各課へ照会のうえ、とりまとめて「大阪府

の男女共同参画の現状と施策」としてホームページで公開している。

　　・次期プラン策定にあたっては、各施策の検証・評価を以下の３段階で行う。

**■男女共同参画社会基本法第14条**

⇒都道府県は、男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な計画（男女共同参画計画）

　を定めなければならない。

**■大阪府男女共同参画推進条例第８条**

⇒知事は、計画策定にあたっては、あらかじめ大阪府男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、

府民の意見を反映させるための措置を講じるものとする。

⇒知事は、計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

**■女性活躍推進法第６条**

⇒都道府県は、女性活躍に関する施策の推進計画を定めるよう努めるものとする。

**（２）　これまでの男女共同参画施策の歩み**

〇国及び大阪府の歩み→資料２

　　　〇大阪府の現行プランの概要→資料３、冊子

**１次評価**

・・2019年4～7月

・事業所管課による評価

**２次評価**

・・2019年7～12月

・・男女課による評価

**３次評価**

・・2020年1～4月

・・審議会による評価

次期プラン

へ反映

**２　次期プラン策定スケジュールについて**

〇審議会、部会においてこれから約２年かけて審議し、2020年８月を目途に知事へ答申（資料４）

〇事務局において、答申の内容を踏まえ、次期プランの原案を作成

1. **次期プランの基本的な考え方の検討**

・2018年12月17日：知事から審議会へ諮問

「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」

⇒基本的な考え方とは、基本理念、計画期間、数値目標、目指す社会、方向性、取り組むべき事項、推進体制等

⇒これらについて審議会で議論した結果を知事への答申書へとりまとめる

〇事務局において、2020年12月～2021年1月にパブリックコメントを実施

〇2021年３月、次期プラン策定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **2018年度** | **12月17日** **第38回審議会【諮問】 ※部会設置**2月～3月 第1回部会 | **現プラン評価****府民意識****調査** |
| 2019年度 | 府民意識調査(委託6～12月)現プラン評価(各部局→男女課)4月～12月1月 　　　 第2回部会2月　　　　　**第39回審議会**3月　　　　　 第3回部会 | **次期プランの****基本的考え方****の検討** |
| 2020年度 | 4月　　　　　**第40回審議会**6月　　 　　 第4回部会7月　　　　　 第5回部会8月　　　　 **第41回審議会【答申案】**　　　　　　**【答申】**（8月中）10月～2月　　・庁内検討**・パブリックコメント**3月**2021年3月　新計画策定** | **次期プランの原案作成** |

**｢男女いきいき｣事業者**

**表彰制度**（平成30年度～）

｢男女いきいきプラス｣認証事業者のうち、他の模範となる取組を行う事業者を表彰

（大賞１、優秀賞４以内）

※優秀賞のうち半数以上は労働者300人以下の事業者

**４　次期プランの全体構成について**

**｢男女いきいきプラス｣**

**事業者認証制度**（平成30年度～）

女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画の策定、

情報の公表等を実施してい

る事業者を認証

（平成30年7月末時点17社）

（平成30年度目標40社）



**■現プランと前プランの違い**（資料５）

・女性の活躍推進、地域（自治会）における男女共同参画推進について追加

・章立て等を国の第４次計画に合わせて変更

・審議会での指摘を受けて、なるべく読みや

すい文章に変更

**■現プランと国の第４次計画の違い**(資料６)

・章立て等は国の第４次男女共同参画推進計画と同様

・国特有の課題については除外（地方創生、国際協調など）

**■次期プランの全体構成について**

・現プラン及び今後策定される国の第５次計画を踏まえたものしつつ、現プラン策定後の社会情勢等の

変化を踏まえ、新たな課題について追記していく。

・新プランに記載すべき新たな課題等については、資料７の叩き台を基に、審議会において、新プラン

で目指すべき社会、基本方針等を踏まえ検討していく。